

特定非営利活動法人 日本東方定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本東方という

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県湯沢市三梨町下猿城37番地1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国内において、経済的に困難な人を助け、学校教育、職業訓練、生活支援に関する事業を行うことにより、雇用機会の拡充と社会安定に貢献する。日本及び国際において、外国人留学生・外国人労働者の支援、オンライン授業、文化芸術の国際交流などにより学術文化・産業振興及び労働者の確保を図る。戦争及び災害国の人の人道支援、発展途上国の支援により、国際協力を図る。農山漁村又は中山間地域の振興を図る。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 国際協力の活動

(2) 教育を図る活動

(3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 福祉活動

② 職業訓練

③ 研究開発成果を企業への発信

④ 国際協力により研究開発事業

⑤ 農業技術研究及び農業経営管理

⑥ 空家の管理及び農山漁村又中山間地域の振興事業

⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人事業者又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定める。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付けした書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款などに違反したとき。
- (2) この法人の名義を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上、4人以内
- (2) 監事1人

2 理事のうち、1人を理事長とする

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は理事の互選とする。

3 役員うちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長、その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運用
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から6日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正社員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正社員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正社員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正社員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及場所

(2) 正会員総数及び出席数、(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正社員全員が書面より同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から6日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種類とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併)

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決をを経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員に定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合にはおける、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する時は、正社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した時に残存する財産は、目的を同じくする特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとする時は、総会に出席した正社員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借照表の広告については、この法人のホームページに記載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 坂井良優

理事 加藤秀人

理事 小林美枝子

監事 山岡啓作

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日か

ら平成31年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画書及び活動予算書は、(予算計画及び予算)第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員会費 1000 円 (1 年分)

(2) 賛助会員会費 1000 円 (1 年分)

これは、当法人の定款である。

秋田県湯沢市三梨町下猿城37番地1号

特定非営利活動法人 日本東方

理事 坂井良優

令和7年度の事業計画書

令和7年 4月 1日 から 令和8年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人日本東方

1 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 円)
①福祉活動	老人ホームに対するマスクを製作	(A) 令和7年4月1日 から令和8年3月 31日 (B) 湯沢市 (C) 2	(D) 湯沢市老人ホーム (E) 不特定多数	10,000
②職業訓練	日本に来る人に対する日本語教育	(A) 令和7年4月1日 から令和8年3月 31日 (B) 湯沢市 (C) 2	(D) 中国人 (E) 80人	30,000
③研究開発成果 を企業への発信	研究開発情報を会員の会社に伝達	(A) 令和7年4月1日 から令和8年3月 31日 (B) 湯沢市 (C) 1	(D) 会員の会社 (E) 5社	100,000
④国際協力により 研究開発事業	たんき発電装置を開発	(A) 令和7年4月1日 から令和8年3月 31日 (B) 湯沢市 (C) 1	(D) 農民 (E) 不特定多数	100,000
⑤農業技術研究 及び農業経営 管理	農地改良、野菜研究	(A) 令和7年4月1 日から令和8年3 月31日 (B) 湯沢市 (C) 1人	(D) 日本人 (E) 1人	2,400,000
⑥空家の管理及 び農山漁村又 中山間地域の 振興事業	建物管理	(A) 令和7年4月1 日から令和8年3月 31日 (B) 湯沢市 (C) 1人	(D) 湯沢市 (E) 1人	100,000

⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	外国人20人を日本に就職させる	(A) 令和7年4月1日から令和8年3月31日 (B) 湯沢市 (C) 4人	(D) 中国大卒の人と日本企業 (E) 20人	428,892
---------------------------	-----------------	--	----------------------------	---------

8年度の事業計画書

令和8年 4 月 1 日 から 令和9年 3 月 31 日 まで

特定非営利活動法人日本東方

1 事業実施の方針

以下の事業を研究に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
① 福祉活動	老人ホームに対するマスクを配る	A) 令和8年4月1日から令和9年3月31日 (B) 湯沢市 (C) 2人	(D) 湯沢市老人 (E) 不特定多数	0
② 職業訓練	日本に来る人に対する日本語教育	(A) 令和8年4月1日から令和9年3月31日 (B) 湯沢市 (C) 2人	(D) 中国人 (E) 100人	1,400,000
③ 研究開発成果を企業への発信	会員会社に対する開発情報を伝達	(A) 令和8年4月1日から令和9年3月31日 (B) 湯沢市 (C) 1人	(D) 会員の会社 (E) 30人	100,000
④ 国際協力により研究開発事業	たんき発電装置を開発	A) 令和8年4月1日から令和9年3月31日 (B) 湯沢市 (C) 2人	(D) 日本農民 (E) 不特定多数	400,000
⑤ 農業技術研究及び農業経営管理	農地改良、野菜研究	(A) 令和8年4月1日から令和9年3月31日 (B) 湯沢市 (C) 1人	(D) 日本人 (E) 1人	2,000,000
⑥ 空家の管理及び農山漁村又中山間地域の振興事業	空家の修理	A 令和8年4月1日から令和9年3月31日 (B) 湯沢市 (C) 1人	(D) 湯沢市民 (E) 2人	100,000

⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	外国人 40 人を日本に就職させる	(A) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 (B) 湯沢市 (C) 2 人	(D) アジア人 (E) 40 人	857, 784
---------------------------	-------------------	---	----------------------	----------

様式例「定款変更の日の属する事業年度の活動予算書」

令和 7年度 活動予算書
令和7年 4 月 1 日 から 令和8 年3 月 31 日まで
特定非営利活動法人 日本東方

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	11,000		
賛助会員受取会費		11,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	10,000,000		
		10,000,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益			
事業収益	9,600,000	9,600,000	
経常収益計			19,611,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,700,000		
法定福利費			
人件費計	2,700,000		
(2) その他経費			
会議費	40,000		
旅費交通費	428,892		
その他経費計	468,892		
事業費計		3,168,892	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	500,000		
給料手当	1,000,000		
法定福利費			
人件費計	1,500,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
水道光熱費	342,800		
その他経費計	342,800		
管理費計		1,842,800	
経常費用計			5,011,692

当期正味財産増減額			14,599,308
前期繰越正味財産額			43,554,907
次期繰越正味財産額			58,154,215

（注）重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

様式例「定款変更の日の属する事業年度の活動予算書」

令和8 年度 活動予算書
令和8年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人 日本東方

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	11,000		
賛助会員受取会費		11,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益			
事業収益	9,600,000	9,600,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			9,611,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,600,000		
法定福利費			
人件費計	2,600,000		
(2) その他経費			
会議費	1,400,000		
旅費交通費	857,784		
その他経費計	2,257,784		
事業費計		4,857,784	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	500,000		
給料手当	1,000,000		
法定福利費			
人件費計	1,500,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
水道光熱費など	342,800		
その他経費計	342,800		
管理費計		1,842,800	
経常費用計			6,700,584
当期経常増減額			2,910,416

経常外費用計			
当期正味財産増減額			2,910,416
前期繰越正味財産額			58,154,215
次期繰越正味財産額			61,064,631

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

（注）重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。